

インターネット端末利用営業を営む各事業者の皆様へ

警視庁サイバー犯罪対策課

最近の条例違反に学ぶ

違反の絶無に向けた取組を徹底してください

事例研究

フランチャイズ加盟店であるネットカフェAに来店した顧客が提示した会員証は、同じフランチャイズ加盟店のネットカフェB（他の事業者が経営）が発行したものであった。

この顧客に個室でインターネット端末を利用するサービスを提供する場合、ネットカフェAは本人確認を行わなければならないか。

A. 本人確認を行わなければならない。

解説

条例における本人確認は事業者ごとに実施しなければならないこととなっており、たとえ同じフランチャイズグループ内であっても、他の事業者が本人確認を行い作成した会員証を提示した顧客に対し“既に本人確認済み”として、自己の店舗を利用させることはできません。

また、同じ事業者の店舗で作成した会員証であっても、それが東京都以外の店舗である場合は、他の道府県には条例がないため、本人確認等の義務を履行していることが担保できないことから、当該会員証をもってサービスを提供することはできません。



他の事業者が発行したもの
他の道府県が発行したもの

↓
本人確認を実施してください！

フランチャイズ店舗の事業者の皆様は、従業員に上記事項の確実な指導をお願いします。

フランチャイズ本部の皆様も、各加盟店に対し、指導の徹底をお願いします。